

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 17 号に規定するたこつぼ漁業（たこつぼ漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）3 月 19 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	①別記 1 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数及び推進 機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市倉岳町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は使 用者
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	②別記 2 のとおり	別記 2 のとおり	船舶の総トン数及び推進 機関の馬力数：定めなし (許可後は、許可証に記載さ れた総トン数及び馬力数)	1 隻	1 天草市天草町に住所を 有する者 2 熊本県の漁船登録を受 けた漁船の所有者又は使 用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年（2026 年）3 月 23 日から令和 8 年（2026 年）4 月 10 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和9年(2027年)2月28日までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

操業区域①の許可又は起業の認可

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 使用するつぼの数は、1500個を超えてはならない。

操業区域②の許可又は起業の認可

別記2のとおり

別記 1

次のア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線及びカと基点 1 を結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点天第 227 号（上天草市龍ヶ岳町（以下、「龍ヶ岳町」という。）切支丹鼻南端）

基点 2 熊本県漁場基点天第 229 号（龍ヶ岳町横島南端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 232 号（龍ヶ岳町大道漁港池の浦東側防波堤北西端）

ア 天草市倉岳町（以下、「倉岳町」という。）と天草市栖本町との海岸線における境界

イ 倉岳町阿房の浦橋東角から黒島北東端を見通した線上、阿房の浦橋東角から 1,700 メートルのところ

ウ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 171 度 55 分、2,295 メートルのところ

エ 基点 2 と基点 3 を見通した線から基点 2 を基点として右へ 170 度 30 分、1,000 メートルのところ

オ 龍ヶ岳町横島西海岸における龍ヶ岳町と倉岳町との境界

カ 龍ヶ岳町横島北端

別記 2

漁業時期	操業区域	条件
1 月 1 日から 12 月 31 日まで	<p>次の基点 1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点 2 を順次に結んだ線及びカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域</p> <p>基点 1 熊本県漁場基点天第 137 号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という。）と天草市天草町（以下、「天草町」という。）との海岸線における境界）</p> <p>基点 2 熊本県漁場基点天第 151 号（天草市魚貫町（以下、「魚貫町」という。）と天草町との海岸線における境界）</p> <p>ア 基点 1 と苓北町四季咲岬西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ</p> <p>イ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ 39 度 30 分、2,450 メートルのところ</p> <p>ウ 天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から天草町大ヶ瀬（魚見</p>	<p>1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>2 使用するつぼの数は、1,500 個を超えてはならない。</p>

	<p>瀬) 頂点を見通した線上、天草町大江と天草町高浜との海岸線における境界から 1,800 メートルのところ</p> <p>エ 天草町大江毛足山山頂から天草町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から 200 メートルのところ</p> <p>オ 基点 2 と天草町小ヶ瀬頂点を見通した線から基点 2 を基点として右へ 314 度 28 分、1,080 メートルのところ</p> <p>カ 天草市河浦町 (以下、「河浦町」という。) 崎津と天草町大江との北側境界</p> <p>キ 河浦町崎津と天草町大江との南側境界</p>	
<p>9 月 1 日から 翌年 5 月 31 日まで</p>	<p>天草市牛深町 (以下、「牛深町」という。) と同市久玉町 (以下、「久玉町」という。) との海岸線における境界から鹿児島県魚釣瀬を見通した線と牛深町と魚貫町との海岸線における境界から 285 度の線との間の天草海。ただし、共同漁業権漁場内を除く。</p>	<p>1 使用するつぼの数は、3,000 個を超えてはならない。</p>

<p>6月1日から 8月31日まで</p>	<p>牛深町と久玉町との海岸線における境界から鹿児島県魚釣瀬を見通した線と次のア、イ、ウ、エ、オの点を順次に結んだ線及びカの線以東の天草海。</p> <p>ただし、次のア、イ、キ、ク、ケ、コ、サ、シの点を順次に結んだ線以東の共同漁業権漁場内を除く。</p> <p>ア 荅北町と天草町との海岸線における境界点</p> <p>イ アから312度、1,800メートルの点</p> <p>ウ イから270度の線と長崎県西海市大立島灯台から180度の線との交点</p> <p>エ 大立島灯台から180度の線と同県五島市黄島南端と同県長崎市野母崎樺島南端を結んだ線との交点</p> <p>オ 黄島南端と樺島南端を結んだ線と同県西海市平島西端から180度の線との交点</p> <p>カ オから180度の線</p> <p>キ 天草町下田鬼海ヶ浦展望台中央から恐ろし瀬頂点を見通した線上、恐ろし瀬頂点から1,800メートルのところ</p> <p>ク 天草町下田と同町高浜との境界太平岩から最大干潮時オガミ瀬南西端を見通した線上、1,800メートルのところ</p> <p>ケ 天草町大江と同町高浜との海岸線における境界から同町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上、1,800メートルのところ</p> <p>コ 天草町大江毛足山山頂から同町小ヶ瀬頂点を見通した線上、小ヶ瀬頂点から200メートルのところ</p> <p>サ 魚貫町と天草町との海岸線における境界と小ヶ瀬頂点を見通した線から魚貫町と天草町との海岸線における境界を基点として右へ314度28分、1,080メートルのところ</p> <p>シ 魚貫町と天草町との海岸線における境界</p>	<p>1 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。</p> <p>2 使用するつぼの数は、3,000個を超えてはならない。</p>
---------------------------	--	--